## 墨田区立公園条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

### 改 正 現 行 案

## (許可申請書の記載事項)

- 第5条 法第5条第1項の条例で定める許可 申請書の記載事項は、次のとおりとする。
  - 公園施設の設置の許可申請書
    - ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人 にあっては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名及び営業種目とす る。以下同じ。)
    - <u>イ</u> 公園施設の種類及び数量
    - ウ 公園施設の設置目的
    - エ 公園施設の設置期間
    - オ 公園施設の設置場所
    - カ 公園施設の管理組織
    - キ 公園施設の管理規則及び経理計画
    - ク 公園施設の構造及び規模
    - ケ 公園施設の設置工事の期間
    - コ 公園施設の設置工事費の調達計画
    - サ アから<u>コまでに掲げるもののほか、</u> 区長が指示する事項
  - 公園施設の管理の許可申請書
    - ア 申請者の住所、氏名及び職業
    - イ 公園施設の所在、種類及び数量
    - ウ 公園施設の管理目的
    - エ 公園施設の管理期間
    - オ 公園施設の管理組織
    - カ 公園施設の管理規則及び経理計画
    - キーアから力までに掲げるもののほか、 区長が指示する事項
  - 許可を受けた事項の変更の許可申請書
    - ア 申請者の住所、氏名及び職業
    - <u>イ</u>変更する事項
    - ウ 変更する理由
    - エーアからウまでに掲げるもののほか、 区長が指示する事項

(土地の使用料)

第7条 公園施設を設置し、又は管理する者 第7条 公園施設を設置し、又は管理する者 からは、その使用する土地について、別表 第3の範囲内で規則で定める使用料を徴収 する。

(許可申請書の記載事項)

- 第5条 法第5条第1項の条例で定める許可 申請書の記載事項は、次のとおりとする。
  - 1 公園施設の設置の許可申請書
    - \_\_ 申請者の住所、氏名及び職業(法人 にあっては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名及び営業種目とす る。以下同じ。)
    - \_\_ 公園施設の種類及び数量
    - \_\_\_<u>公園施設の設</u>置目的
    - <u>公園施設の設置期間</u>
    - \_\_ 公園施設の設置場所
    - \_\_\_<u>公園施設の管理</u>組織
    - <u>公園施設の管理規則</u>及び経理計画
    - \_\_ 公園施設の構造及び規模
    - \_\_ 公園施設の設置工事の期間
    - <u>公園施設の設置工</u>事費の調達計画
    - \_\_ <u>前各号に掲げ</u>るもののほか、区長が 指示する事項
  - 2 公園施設の管理の許可申請書
    - 申請者の住所、氏名及び職業
    - \_\_ 公園施設の所在、種類及び数量
    - \_\_\_<u>公園施設</u>の管理目的
    - <u>公園施設の管理期間</u>
    - \_\_ 公園施設の管理組織
    - \_\_\_ 公園施設の管理規則及び経理計画
    - \_\_ <u>前各号に掲げるもの</u>のほか、区長が 指示する事項
  - 3 許可を受けた事項の変更の許可申請書
    - 申請者の住所、氏名及び職業
    - \_\_ <u>変更する</u>事項
    - <u>変更す</u>る理由
    - 前各号に掲げるもののほか、区長が 指示する事項

(土地又は公園施設の使用料)

からは、その使用する土地又は公園施設に ついて、別表第3の範囲内で規則で定める 使用料を徴収する。

2・3 [略]

(占用料等)

## 第12条 〔略〕

- 2 公園を占用するに当たり、付属設備を使 用する者からは、当該設備の種別に応じ、 1時間につき90円又は1日につき100 円を上限として規則で定める使用料を徴収 する。
- 3 〔略〕

(行為の制限)

第13条 公園内では、次の行為をしてはな らない。ただし、第1号から第5号までに 掲げる行為については、あらかじめ区長の 許可を受けた場合は、この限りでない。

〔略〕

喫煙(健康増進法(平成14年法律第 103号)第28条第2号に規定する喫 煙をいう。)をすること(区長が別に定 める場所を除く。)。

〔略〕

## 別表第3

## 土地の使用料

<u>種別</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>		
土地	1平方メートル、1月	2,031円		

## 別表第5

## 公園の占用料

種 別	単位	金 額
電柱、標識	〔略〕	1,856円
水道管、下水 管、ガス管、 電線	〔略〕	825円
鉄塔	〔略〕	1,375円
変圧塔、マン ホール類	〔略〕	1,375円
郵便差出箱、 信書便差出箱	〔略〕	550円
公衆電話所	〔略〕	<u>1,375円</u>
地下の占用物 件	〔略〕	(略) 1,038円   (略) 412円

2 · 3 [略]

〔同左〕

第12条 〔略〕

- 2 公園を占用するに当たり、付属設備を使 用する者からは、当該設備の種別に応じ、 1 時間につき 7 0 円又は 1 日につき 1 0 0 円を上限として規則で定める使用料を徴収 する。
- 3 〔略〕

[ 同左 ]

第13条 〔同左〕

### [略]

喫煙(健康増進法(平成14年法律第 103号)第25条の4第2号に規定す る喫煙をいう。)をすること(区長が別 に定める場所を除く。)。

〔略〕

## 別表第3

## 1 土地の使用料

<u> 種別</u>	<u> </u>		<u>金額</u>		
<u>土地</u>	1平方メートル、1月	1	, 693円		
2 公園施設の使用料					

<u>種別</u>	<u>単位</u>			<u>金額</u>
公園施設	<u>1か所、</u>	1月	1 4	,000円

## 別表第5

## 公園の占用料

ム田の口川竹						
種	別	単位	,	金	額	
電柱、標詞	哉	〔略〕	_	1,	5 8	3 円
水道管、 管、ガス <sup>:</sup> 電線		〔略〕		, -	7 0	3 円
鉄塔		〔略〕	_	1 ,	1 7	3 円
変圧塔、ホール類	マン	〔略〕	_	1 ,	1 7	3 円
郵便差出 信書便差出		〔略〕		_	4 6	9円
公衆電話戶	沂	〔略〕	_	1 ,	1 7	3 円
地下の占用物 件	用物	( me )	[略]	_	8 6	5 円
	〔略〕	[略]	_	3 5	1円	

<u></u>		
高架の占用物 件	〔略〕	687円
天体、気象又は土地の観測	「略)	1,184円
施設	r I	1,10413
写真撮影のた	〔略〕	10,800円
めの常時占用		
写真撮影のた	( መረታ )	1.C 0.7.E.M
めの臨時的な 占用	<b>「哈」</b>	16,875円
	午前 61	诗
	<u>から午</u> i	_ / 3 HI
墨田区立隅田	10時	<u>= =</u>
公園(区長が	で	
別に指定する	<u>1 平 午前 1</u>	0
	<u> </u>	
<u>る。) におけ</u>	<u>ート後4時</u>	<u> </u>
る事業又は営	<u>ル</u> <u>で</u>	
<u>業活動を伴う</u> L田	午後 41	
<u>占用</u>	<u>から午</u>	<b>-</b> 3 /1 HI
	10時	<u> </u>
	で	
その他の占用	[略]	<u>45円</u>

高架の占用物 件	〔略〕	586円
天体、気象又 は土地の観測 施設	〔略〕	987円
写真撮影のた めの常時占用	[略]	9,360円
写真撮影のた めの臨時的な 占用	〔略〕	14,625円
〔新設〕		
その他の占用	〔略〕	3 9 円

# 付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第13条第10号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第12条第2項、別表第3及び別表第5の規定は、この条 例の施行の日以後の使用に係る使用料又は占用に係る占用料から適用する。